（証券コード　３８４５）
2020年７月13日

株　主　各　位

東京都新宿区新宿二丁目１番11号
株式会社アイフリークモバイル
代表取締役社長　上原　彩美

第20期定時株主総会継続会開催ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会継続会（以下「本継続会」といいます。）を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、本継続会は、2020年６月25日開催の第20期定時株主総会の一部となりますので、本継続会にご出席いただける株主様は、第20期定時株主総会において議決権を行使できる株主様と同一となります。

敬　具

記

１．開 催 日 時　　2020年７月28日（火曜日）午前10時
（受付開始は午前９時30分を予定しております。）

２．開 催 場 所　　東京都新宿区西新宿七丁目２番４号
新宿喜楓ビル　５階　ＡＰ西新宿　ＲＯＯＭ　Ｃ
ご来場の際は、末尾の「株主総会継続会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違いのないようにお越しください。

３．目 的 事 項

報告事項

第20期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、計算書類及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

4．招集にあたっての決定事項

本開催ご通知に際してご提供すべき書類のうち、「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款の規定に基づき、当社ウェブサイト（https://www.i-freek.co.jp/ir/）に掲載しておりますので、本開催ご通知の添付書類には掲載しておりません。なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本開催ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載の「連結株主資本等変動計算書」「連結計算書類の連結注記表」及び「株主資本等変動計算書」「計算書類の個別注記表」も含まれております。

以　上

~~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の「第20期定時株主総会継続会出席票」を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト（https://www.i-freek.co.jp/ir/）に掲載させていただきます。
~~~~~~

新型コロナウイルス感染症への対応に関するお知らせ

新型コロナウイルス感染予防のため、株主様の安全を第一に考え、本継続会を開催させていただきます。

本継続会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態もご考慮いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願い申し上げます。

① 新型コロナウイルス感染症の状況をご考慮いただき、健康状態によらず、会場へのご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。
② 感染による影響が大きいとされるご高齢の株主様や基礎疾患のある株主様、妊娠中の株主様は特に慎重なご判断をお願い申し上げます。
③ 会場受付にてアルコール消毒液を設置いたします。ご来場の際には消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願い申し上げます。
④ 会場受付にて非接触型体温計による検温のご協力をお願いする場合がございます。37.5度以上の発熱が確認された場合はご入場の制限等をさせていただきます。
⑤ 会場内にて体調不良とお見受けされる株主様には、運営スタッフよりお声がけさせていただく場合がございます。
⑥ 株主様同士のお席の間隔を広くとるため、十分な席数が確保できない可能性がございます。
⑦ 今後の状況により、本継続会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト（https://www.i-freek.co.jp/）にてお知らせいたします。

（添付書類）

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況

（１）当連結会計年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の堅調な推移や個人消費の持ち直し等を背景として、引き続き緩やかな回復基調で推移しました。一方で、世界経済の先行きは、米中貿易摩擦の継続や先進国の景気減速といった要因から不透明な状況が続きました。加えて、2020年３月に顕在化した新型コロナウイルスの感染拡大により、世界及び日本経済が急速に悪化し、国内景気も厳しい環境にあります。

このような状況のもと、当社グループは、創業当初より取り組んでいるモバイルコンテンツの提供や、チャットとウォレット機能を搭載したアプリ「Challet（チャレット）」とそのソリューションサービスを提供するコンテンツ事業、IT人材をお取引先の要望に合わせて提供するコンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業の二つの柱を軸に、事業体制の強化を進めてまいりました。2019年６月には富士通クラウドテクノロジーズ株式会社とニフクラパートナープログラム契約を締結し、Challetやクリエーターネットワークサービス「CREPOS（クリポス）」における事業シナジーの創出を目的に取り組みを進めております。また、業務の効率化とコストの削減を図るべく、福岡から東京への本店の移転や、不採算事業であったクラウドファンディングサイト「ミライッポ Startup IPO」の事業譲渡を行いました。一方で、人的資源の確保や事業基盤確立のため、リアルタイムメディア株式会社、リアリゼーション株式会社を完全子会社化し、事業規模の拡大に伴ったオフィスの増床を行いました。

この結果、当連結会計年度における売上高は1,666,492千円（前連結会計年度比40.3％増）、営業損失は235,911千円（前連結会計年度は355,191千円の営業損失）、経常損失は209,455千円（前連結会計年度は355,071千円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は214,941千円（前連結会計年度は477,167千円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。なお、当社グループは前連結会計年度における「モバイルコンテンツ事業」について、名称を「コンテンツ事業」に変更し、当連結会計年度より報告セグメントを「コンテンツ事業」及び「コンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業」の２区分に変更しております。

<コンテンツ事業>

デジタルコンテンツを提供する「デココレ」「photodeco+」におきましては、前年度に引き続き「ちびまる子ちゃん」や「JUN ICHIHARA™」等の有名ライセンスとのコラボレーションコンテンツの提供を行いました。また、当社オリジナルキャラクターのグッズ販売やアートイベント「デザインフェスタ」への出展など、新規顧客の開拓とサービスの継続利用の促進、キャラクターの認知拡大のための施策を行いました。また、富士通クラウドテクノロジーズ株式会社とのニフクラパートナープログラムの一環として、クリエーターネットワークサービス「CREPOS （クリポス）」において第一回「アプリデザインEXPO 2020」を実施し、当社グループのコンテンツを支える一員であるクリエーターを応援する企画を進めております。

電子絵本アプリ「森のえほん館」「ないろえほんの国」では、引き続き新作絵本の配信を毎月行いました。アプリ機能拡充のためのアップデート、「森のえほん館大賞」や「ないろえほんの国」のリリース１周年企画といった既存顧客への訴求に加え、他社アプリやメディアとのコラボレーションの実施や、女性誌・Webメディアへの掲載、大手百貨店における絵本の上映など、新規顧客へのアプローチにつながる施策を行いました。2020年2月以降は新型コロナウイルスの影響への対応として、親子向けYouTubeチャンネル「PopoKids（ポポキッズ）」にて絵本の読み聞かせ動画の配信や、女性アナウンサーとのコラボレーション企画を実施いたしました。また、2018年12月25日の株式会社フリーの完全子会社化以降運用を開始した「赤ちゃんタッチ」や「かずのトライ」といった子育て・知育アプリ群の改修・運用にも力を入れました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴う教育施設の休止等、影響を受けた親子からの注目も集め、着実にダウンロード数が増加し、事業に貢献しております。

チャットにウォレット機能を搭載したアプリ「Challet」につきましては、企業向けサービス「Challet for business」を新たに展開し、140社以上の企業に導入いただきました。また、「Wearable Challet（ウェアラブル チャレット）」「トップテンチャレット」等、幅広い企業とのソリューションアプリをリリースし、ソリューションの推進とチャレット経済圏の拡大に向けた取り組みを行いました。

これらの結果、コンテンツ事業の売上高は282,141千円（前連結会計年度比24.3％減）、セグメント利益は31,921千円（前連結会計年度比39.4％減）となりました。

＜コンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業＞

CCS事業におきましては、IT技術の進歩や活発化に伴う技術者人材の不足が業界全体において深刻化しており、市場の需要は引き続き活況であります。一方で採用の難度も引き続き高まっており、採用・育成スタッフの連携の強化や技術者を市場ニーズに即した人材へ育成するための教育など、事業の質をより高める施策を行い、獲得した人材を通信系、ゲーム開発、フィンテック等のさまざまな分野へ提供いたしました。一方で、リアルタイムメディア株式会社、リアリゼーション株式会社を完全子会社化したことにより、今期目標としていた700名の人材を要する技術者集団としての体制を構築いたしました。これに伴い事業環境をより効率化するべく、オフィスの増床を行いました。また、2020年３月には新型コロナウイルスの影響により内定取り消しになった学生や技術者の受け入れを表明し、事業基盤を盤石なものとする体制を整備いたしました。

これらの結果、ＣＣＳ事業の売上高は1,384,351千円（前連結会計年度比73.1％増）、セグメント損失は5,010千円（前連結会計年度は43,125千円のセグメント利益）となりました。

（注）製品名及びサービス名は商標又は登録商標です。

当社の経営理念を基にした電子絵本「つたわる つながる ひろがる」を、当社子会社の株式会社アイフリークスマイルズが運営する絵本読み放題アプリ「森のえほん館」にて配信しております。

親子向けYouTubeチャンネル「Popo Kids（ポポキッズ）」では、こちらの絵本の読み聞かせ動画を配信中です。下記QRコードより、ぜひご覧ください。

（注）ＱＲコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は12,027千円となりました。その主な内容は、当社の営業所開設に伴う建物附属設備の増加（2,480千円）、パソコン等機器の購入による工具、器具及び備品の増加（9,547千円）であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2019年８月１日を効力発生日として、コンテンツ事業の一部を当社子会社の株式会社アイフリークスマイルズに承継させる会社分割を行いました。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

当社子会社の株式会社アイフリークスマイルズと当社子会社の株式会社フリーは、2019年５月１日を効力発生日として、株式会社アイフリークスマイルズを存続会社とする吸収合併を行いました。

当社子会社の株式会社アイフリークスマイルズと当社子会社のリアルタイムメディア株式会社は、2020年３月１日を効力発生日として、株式会社アイフリークスマイルズを存続会社とする吸収合併を行いました。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、2020年１月１日を効力発生日として、リアルタイムメディア株式会社及びリアリゼーション株式会社と株式交換を行い、各社を当社の完全子会社といたしました。

（2）財産及び損益の状況

①　企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第17期 (2017年３月期)	第18期 (2018年３月期)	第19期 (2019年３月期)	第20期 (2020年３月期)
売上高（千円）	－	－	1,187,480	1,666,492
経常損失（△）（千円）	－	－	△355,071	△209,455
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	－	－	△477,167	△214,941
１株当たり当期純損失(△)（円）	－	－	△30.12	△13.20
総資産（千円）	－	－	699,339	1,147,232
純資産（千円）	－	－	382,927	383,964
１株当たり純資産（円）	－	－	23.46	22.24

（注）１．千円未満は切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。
３．第17期（2017年３月期）及び第18期（2018年３月期）については、連結子会社が存在しないため連結計算書類を作成しておりません。

②　当社の財産及び損益の状況

区　　分	第17期 (2017年３月期)	第18期 (2018年３月期)	第19期 (2019年３月期)	第20期 (2020年３月期)
売上高（千円）	707,447	904,121	986,406	881,713
経常利益又は経常損失（△）（千円）	4,263	△31,586	△360,743	△219,407
当期純利益又は当期純損失（△）（千円）	1,233	△33,837	△486,331	△198,103
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失(△)（円）	0.10	△2.41	△30.70	△12.14
総資産（千円）	722,525	667,991	639,277	628,623
純資産（千円）	329,215	405,858	374,174	357,891
１株当たり純資産（円）	24.04	28.11	22.91	20.58

（注）１．千円未満は切り捨てて表示しております。
２．１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失及び１株当たり純資産の銭単位未満は四捨五入して表示しております。

（3）重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況

該当事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社アイフリークGAMES	12,000千円	100%	ＳＥＳ事業
株式会社アイフリークスマイルズ	24,900千円	100%	コンテンツ事業 ＳＥＳ事業
リアリゼーション株式会社	10,000千円	100%	ＳＥＳ事業
株式会社ファンレボ	1,000千円	100% (100%)	ＳＥＳ事業

（注）1．株式会社フリーにつきましては、2019年５月１日付で株式会社アイフリークスマイルズと合併したため、重要な子会社から除外いたしました。

2．株式会社アイフリークサンタファンドにつきましては、2019年９月20日付で清算結了したため、重要な子会社から除外いたしました。

3．2020年１月１日付でリアルタイムメディア株式会社の全株式を株式交換の方法により取得し、同社及び同社の子会社である株式会社ファンレボを連結子会社といたしました。

4．2020年１月１日付でリアリゼーション株式会社の全株式を株式交換の方法により取得し、同社を連結子会社といたしました。

5．（注）3．におけるリアルタイムメディア株式会社は2020年３月１日付で、株式会社アイフリークスマイルズとの吸収合併により消滅し、解散いたしました。

6．当社の議決権比率の（　）内の数値は、間接保有による議決権比率であります。

（4）対処すべき課題

当社グループは、モバイルコンテンツや電子絵本等のサービスを提供する「コンテンツ事業」、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行う「コンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業」の２事業において、各種サービスを展開してまいりました。それぞれの事業を基に当社グループが営業利益を確保するために、以下の項目を対処すべき課題として認識しております。

＜コンテンツ事業＞

① コンテンツユーザー数の拡大と継続利用促進

コンテンツ事業が持続的に成長するためには、サービスの認知度を向上させ、新規ユーザーを継続的に獲得し、ユーザー数を拡大していく必要があります。そのため、効果的な広告宣伝を実施し、サービスの知名度を向上させ、より多くのユーザーに利用してもらえる施策を実施することでユーザー数の拡大に努めてまいります。また、既存ユーザーに対してもそのコンテンツ力を高め、質の高いサービスを提供することにより、継続的に当社グループのサービスを利用していただけるよう努めてまいります。

② デジタルコンテンツ資産の有効活用

当社グループは、これまでのモバイルコンテンツの運営を通じて、当社グループがライセンスを保有する質の高いデジタルコンテンツを確保してまいりました。今後は、これらのコンテンツ資産を、当社グループの事業に有効活用することが重要であると認識しております。

③ 顧客満足度の向上

当社グループのカスタマーサポートは、会員一人一人のニーズを聴き、継続して利用してもらうための接点として、日々お客様のニーズを吸い上げております。その対応を一層充実、強化するため、当社グループでは広報IR部門と事業部との連携強化を進め、会員一人一人のニーズを当社グループ全体で解決していける体制を整えてまいります。

④ 新技術への対応

モバイルコンテンツ業界においては、技術革新が絶え間なく行われております。当社グループは、これまでも、スマートフォン、タブレットのサービスにおける新技術に先進的に対応してまいりましたが、今後も、新たなサービスが今まで以上に普及する際には、更なる技術への対応が求められます。そのため、今後も先進的な技術への対応を進めてまいります。

⑤　システムの安定的な稼動

当社グループのサービスは、通信回線を活用した事業を展開しており、ユーザーへのサービス提供においては、安定的にシステムを運用していくことが重要であり、不具合等が発生した際には、迅速に対応する必要があると認識しております。

＜コンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業＞

①　人材の確保及びサポート体制の充実

労働人口の減少が進行する中、クリエイタースタッフの確保が重要であり、業務上必要とされるクリエイタースタッフの雇用ができない場合、円滑なサービスの提供や積極的な受注活動が阻害され、業績に影響を及ぼす可能性があります。そのため、定期的にクリエイタースタッフの募集・採用を図り、コミュニケーションも強化することで、クリエイタースタッフの満足度を高める制度・体制の整備を続け、クリエイタースタッフの定着率の更なる向上を図ってまいります。

②　営業体制の強化

ＣＣＳ事業の継続的な成長には、既存取引関係の維持強化とあわせ、顧客の新たなニーズを引き出して常に新しい案件を開拓し続ける必要があります。そのため、取引先への迅速な対応ができる営業体制の強化を推進し、新規顧客開拓の強化などによる受注量の拡大を図り、顧客満足度の向上に努めてまいります。

③　技術力の強化

当社グループは、クリエイタースタッフの技術力を向上させることが企業価値の源泉であると認識しております。そのため、クリエイタースタッフに対する入社研修、その後の定期研修を実施しております。また、研修内容を充実させることにより、クリエイタースタッフのキャリアチェンジを可能にし、多様化する顧客ニーズにあったサービス提供を図ってまいります。

④　機密情報及び個人情報の漏洩の危険について

当社グループは、業務遂行において顧客企業の機密性の高い情報に触れる機会があるため、各種情報の漏洩や不正使用などの事態が生じた場合、損害賠償請求や社会的信用失墜等により当社グループ業績に影響を与える可能性があります。そのため、情報セキュリティ規程を定め、適正な情報管理を行うための体制を整え、全社員を対象とした教育・研修を継続的に実施することにより情報管理レベルの向上に努めております。

（5）主要な事業内容（2020年３月31日現在）

「コンテンツ事業」は、携帯電話やスマートフォン向けコンテンツの企画開発・配信を行っており、「コンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業」は、ウェブコンテンツ制作やシステム開発の受託事業及び派遣事業を行っております。

（6）企業集団の主要な拠点等（2020年３月31日現在）

①当社

本店	東京都新宿区
御苑オフィス	東京都新宿区
築地オフィス	東京都中央区

（注）当社は、2019年10月１日付で、本店を福岡県福岡市から移転いたしました。

②子会社

株式会社アイフリークＧＡＭＥＳ	本　　店：東京都新宿区
	本　　社：東京都中央区
株式会社アイフリークスマイルズ	本　　店：東京都新宿区
	外苑オフィス：東京都渋谷区
リアリゼーション株式会社	本　　店：東京都港区
株式会社ファンレボ	本　　店：東京都港区

（7）使用人の状況（2020年３月31日現在）

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数
コンテンツ事業	12（2）名
コンテンツクリエイターサービス事業	732（0）名
全社共通	14（1）名
合計	758（3）名

（注）１．使用人数は従業員数であり、パート及び嘱託社員は（）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
２．全社共通として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。
３．前連結会計年度末に比べて使用人数が469名増加しております。これは、2020年１月１日付でリアルタイムメディア株式会社、リアリゼーション株式会社及び株式会社ファンレボを当社の連結子会社としたためであります。

②当社の使用人の状況

使用人数	前期末増減比	平均年齢	平均勤続年数
271名	71名増	28歳	1.3年

（注）１．使用人数は従業員数であり、臨時使用人（派遣社員、パート、アルバイト）及び当社から他社への出向者は含んでおりません。
２．前事業年度末に比べて従業員数が71名増加しております。これは主に、コンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業部門における採用活動において、期中採用者が増加したことによるものであります。
３．コンテンツクリエイターサービス（ＣＣＳ）事業部門における大幅な増員に伴い、平均勤続年数が短くなっております。

（8）主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入額
	千円
株式会社西日本シティ銀行	100,000

（注）借入額は、短期借入金の残高であります。

（9）その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

（１）発行可能株式総数　　36,336,000株

（２）発行済株式の総数　　17,145,678株　（自己株式303株を含む）

（注）１．新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は18,500株増加しております。
２．2020年１月１日付にて実施した、リアリゼーション株式会社との株式交換に伴う新株の発行により、発行済株式の総数は538,670株増加しております。
３．2020年１月１日付にて実施した、リアルタイムメディア株式会社との株式交換に伴う新株の発行により、発行済株式の総数は566,308株増加しております。

（３）株主数　　4,081名

（４）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
永田　浩一	2,460,135	14.35
ドリーム１０号投資事業有限責任組合	745,000	4.35
長谷川　聡	599,774	3.50
岡三オンライン証券株式会社	564,200	3.29
株式会社ヴァスダックキャピタル	520,000	3.03
auカブコム証券株式会社	475,800	2.78
上原　彩美	268,207	1.56
居川　和広	259,300	1.51
山下　博	207,100	1.21
吉川　雅之	193,218	1.13

（注）持株比率は自己株式（303株）を控除して計算しています。

（５）その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3．会社の新株予約権等に関する事項

（1）当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

（2）当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の状況（2020年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上原 彩美	㈱アイフリークGAMES　取締役 ㈱アイフリークスマイルズ　代表取締役社長 ㈱ファンレボ　取締役
取締役	吉田 邦臣	コンテンツクリエイターサービス事業部長 チャレット部長 ㈱ファンレボ　取締役
取締役	鴇崎 俊也	テクタイト㈱　取締役 テクタイトフード＆サービス㈱　取締役 クリーンデバイス・テクノロジー㈱　社外監査役 ガレージエナジー㈱　監査役
常勤監査役	溝田 吉記	㈱アイフリークGAMES　監査役 ㈱アイフリークスマイルズ　監査役 リアリゼーション㈱　監査役 ㈱ファンレボ　監査役
監査役	神谷 善昌	公認会計士、税理士 Cenxus Advisory㈱　代表取締役 監査法人東海会計社　代表社員 Cenxus税理士法人　代表社員
監査役	櫻井 光政	弁護士

（注）１．取締役　鴇崎　俊也氏は、社外取締役であります。
２．監査役　溝田　吉記氏、神谷　善昌氏、櫻井　光政氏は、社外監査役であります。
３．監査役　神谷　善昌氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
４．当社は、取締役　鴇崎　俊也氏、監査役　溝田　吉記氏、神谷　善昌氏、櫻井　光政氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
５．①2019年６月25日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、紀伊　克彦氏、佐々木　吉博氏は任期満了により取締役を退任いたしました。
②2019年６月25日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって、橋岡　宏成氏は監査役を辞任いたしました。

（2）責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第１項の規定に基づいて、社外取締役及び各監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款の規定に基づき当社が締結した責任限定契約における内容の概要は、当該役員が、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額を限度として、会社に対し損害賠償を負うものとするものであります。なお、当社は、社外取締役及び各監査役との間で当該契約を締結しております。

（3）取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支　給　人　員	報 酬 等 の 額
取締役 （うち社外取締役）	５名 （２名）	23,643千円 （3,900千円）
監査役 （うち社外監査役）	４名 （４名）	7,650千円 （7,650千円）
合　計	９名	31,293千円

（注）１．上表には、2019年６月25日開催の第19期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役２名（うち１名は社外取締役）及び社外監査役１名を含んでおります。
２．取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与等は含まれておりません。
３．2006年６月30日開催の第６期定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額170,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額30,000千円以内と決議いただいております。

（4）社外役員に関する事項

①　他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役　鴇崎　俊也氏は、テクタイト㈱、テクタイトフード＆サービス㈱の取締役であり、クリーンデバイス・テクノロジー㈱の社外監査役であり、ガレージエナジー㈱の監査役であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

監査役　神谷　善昌氏は、Cenxus Advisory㈱の代表取締役であり、監査法人東海会計社、Cenxus税理士法人の代表社員であります。各兼職先と当社との間に特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	出席状況及び発言状況
取締役	鴇崎　俊也	当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
監査役	溝田　吉記	当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、いずれにおいても経営者としての観点及び高い見識に基づき発言を行っております。
監査役	神谷　善昌	当事業年度に開催された取締役会の94%以上、監査役会の83%以上に出席し、公認会計士・税理士として会計及び税務における高度な専門的知識と豊富な経験から、重要な会計・税務の処理について発言を行っております。
監査役	櫻井　光政	2019年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会及び監査役会の全てに出席し、いずれにおいても主に弁護士としての専門的見地から、法律上検討を要する点を中心に、当社の「コンプライアンス体制の構築・維持」について発言を行っております。

（注）上記の取締役会開催のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

③ 上記記載内容に関する社外役員の意見
該当事項はありません。

5．会計監査人の状況

（1）名称　監査法人アヴァンティア

（2）報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,000千円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2．監査役会は、日本公認会計士協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

（3）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

（5）責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人監査法人アヴァンティアは、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額としております。

6．業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

（1）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制のほか、株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備の概要は以下のとおりであります。

① 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1) 当社グループは、取締役及び従業員が、法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するため、コンプライアンス行動規範を制定し、当社グループの役員及び従業員にコンプライアンス教育・研修等を実施して周知徹底を図り、法令、定款及び社会倫理規範の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

2) 代表取締役社長直轄の組織として内部監査室を設け、内部監査室が内部監査を定期的に実施することで、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証し、代表取締役社長に報告を行い、代表取締役社長は改善の指示を行う。

3) 当社グループは、組織的又は個人的な法令違反行為等に関する相談又は通報の適正な対応のため、内部通報体制を整備、運用を行う。

4) 監査役は、法令遵守体制及び内部通報体制の整備又は運用状況に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

1) 法令及び文書管理規程等に従い、取締役及び従業員の職務に関する情報を文書化（電磁的記録を含む。）し、保存及び管理を行う。また、取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

2) 個人情報については、個人情報保護規程を制定して、法令及び個人情報保護規程に基づき厳重に管理する。

③ 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

1) 当社グループでは、損失の危険の管理として、内部監査規程を制定し、内部監査室は、内部監査規程に基づき、リスクマップ及び内部統制の重要性に応じて、内部監査方針並びに監査実施計画を立案し、代表取締役社長の承認のもと監査を実施する。内部監査室の監査により法令及び定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある事実が発見された場合には、直ちに発見された危険の内容及びそれがもたらす損失の程度等について代表取締役社長に報告する。

2)　当社グループでは、自然災害、事故、犯罪、その他経営に関わる重要な事実に係る緊急事態に対しては、緊急事態対策規程に基づき、迅速な対応を行い、被害の拡大を防止する。

④　当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1)　取締役会において、経営資源の配分を決定し、年度予算等により具体的な経営目標及び年間予算を決定し、その経営目標を各部門に配分し、その達成状況を定期的に検証することにより、業務の効率化を図る。

2)　定例の取締役会を原則月１回以上開催し、月次決算報告及び予算実績対比報告を行い、併せて重要事項の決定を行う。また、必要に応じて適時臨時取締役会も開催し、機動的な意思決定を行う。

3)　業務執行については、職務権限規程、職務分掌規程、稟議決裁規程等を策定し、各人の責任と権限を明確にしている。

4)　職務執行の機能を強化するため、取締役会に独立した立場の社外取締役を含める。

⑤　当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

1)　当社グループは、業務の適正を確保するため、グループ各社にも適用される「コンプライアンス行動規範」を定め、企業倫理及び法令遵守体制の浸透・定着を図る。

2)　グループ各社の経営については、グループ各社の代表者を集め、当社方針を伝達するとともに、取締役会や経営会議において、定期的にグループ各社の経営状況や業務の適正が確保されていることを確認する。なお、各社の自主性を尊重する一方で、適正かつ効率的なグループ経営を実践するため、一定の重要事項について当社への報告・承認を求める等、関係会社管理規程に従い、管理・監督を行う。

3)　内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役、監査役、執行役員及び監査対象の組織責任者に結果報告するとともに、その概要を定期的に取締役会へ報告する。

⑥　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1)　監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合は、必要な人員を配置する。なお、監査役補助を兼任する従業員は、監査役の職務を優先するものとする。

2)　監査役の職務を補助すべき従業員の人事異動、人事考課、懲戒に関しては、監査役会の事前の同意を得るものとする。

⑦　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

1)　取締役及び従業員は、法令の事項に加え、当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況その他監査役が報告すべきものと定めた事項を遅滞、遺漏なく報告する。

2)　常勤監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、取締役・執行役員及び従業員から報告を受け、必要に応じて会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行う。また、監査役は、取締役等に対する助言又は勧告等の意見表明、取締役の違反行為の差止め等、必要な措置を適時に講じることができる。

3)　当社グループは、監査役への報告及び内部通報制度に基づく通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行うことを禁止する。

⑧　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1)　監査役は取締役会を始めとした当社の重要な会議に出席し、取締役会の職務遂行に対して監査を行い、稟議書その他業務遂行に関する文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員に対して個別に説明を求めることができる。

2)　監査役は代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で必要に応じ意見交換を行い、また、内部監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

3)　監査役の職務執行について生じる費用については予算化し、その他、監査役が、職務の執行に関して生ずる費用等の前払又は償還を請求した場合は、当該費用等が監査役の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに応じるものとする。

⑨　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1)　基本的な考え方として、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、取引関係等一切の関係を遮断し、これらの者に対して毅然とした態度で対応する。

2)　反社会的勢力排除に向けた整備状況として、反社会的勢力による不当要求に備え、平素より顧問弁護士、警察等の外部専門機関との連携を強化して、反社会的勢力に関する情報の収集や管理を行う。

⑩　財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

当社グループは、財務報告における記載内容の適正性を確保するため、代表取締役社長の指示の下、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行う。また、取締役会は、内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況

「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、次のとおり運用しております。

・取締役会を定期開催し、経営方針の策定等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

・監査役会を適時開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、重要な社内会議への出席、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等の遵守について監査を行いました。

・内部監査を実施し、各部門の活動状況が法令、定款及び社会倫理規範に適合することを確保するとともに、社内諸規程及びマニュアルに準じて業務が適正かつ効率的に行われていることを検証いたしました。

・重要文書については、法令及び社内規程に基づき主管部署において適切に保存・管理されていました。

・関係会社管理規程に基づき、グループ会社毎に主管部署を定め、当該主管部署を通じて適切かつ実効的なグループ会社管理が行われていました。

7．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**979,968**	**流動負債**	**750,163**
現金及び預金	280,186	買掛金	43,683
売掛金	456,002	短期借入金	123,738
仕掛品	167,946	未払金	63,909
前払費用	17,725	未払費用	202,674
未収入金	31,521	未払法人税等	23,273
短期貸付金	8,454	未払消費税等	124,912
その他	18,269	前受金	80,755
貸倒引当金	△137	預り金	82,390
固定資産	**167,264**	その他	4,825
有形固定資産	**14,516**	**固定負債**	**13,104**
建物及び構築物	5,360	長期預り保証金	6,275
工具、器具及び備品	9,156	繰延税金負債	1,218
無形固定資産	**114,211**	資産除去債務	4,958
のれん	114,211	その他	652
投資その他の資産	**38,535**	**負債合計**	**763,268**
関係会社株式	1,000	**純資産の部**	
敷金	37,288	**株主資本**	**378,888**
破産更生債権等	43,397	資本金	1,168,615
その他	247	資本剰余金	1,168,620
貸倒引当金	△43,397	利益剰余金	△1,956,312
		自己株式	△2,035
		新株予約権	**5,075**
		純資産合計	**383,964**
資産合計	**1,147,232**	**負債及び純資産合計**	**1,147,232**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		**1,666,492**
売上原価		**1,221,467**
売上総利益		**445,025**
販売費及び一般管理費		**680,937**
営業損失（△）		**△235,911**
営業外収益		
受取利息	3	
業務受託料	18,693	
保険解約返戻金	6,080	
補助金収入	696	
その他	2,722	28,196
営業外費用		
支払利息	1,118	
為替差損	375	
その他	246	1,740
経常損失（△）		**△209,455**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,959	
事業譲渡益	1,000	
特別退職金戻入額	4,144	7,103
特別損失		
事務所移転費用	2,993	
固定資産除却損	1,009	4,002
税金等調整前当期純損失（△）		**△206,354**
法人税、住民税及び事業税	8,318	
法人税等調整額	268	8,586
当期純損失（△）		**△214,941**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△214,941**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸 借 対 照 表

（2020年3月31日現在）

（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**325,177**	**流動負債**	**264,556**
現金及び預金	128,114	短期借入金	100,000
		未払金	51,747
売掛金	149,940	未払費用	58,832
		未払法人税等	12,820
仕掛品	14,458	未払消費税等	25,224
前払費用	7,790	未払事業所税	1,605
		前受収益	698
未収入金	23,265	預り金	13,627
その他	1,608	**固定負債**	**6,176**
		繰延税金負債	1,218
固定資産	**303,446**	資産除去債務	4,958
		負債合計	**270,732**
有形固定資産	**9,913**	**純資産の部**	
建物及び構築物	4,123	**株主資本**	**352,816**
		資本金	**1,168,615**
工具、器具及び備品	5,789	**資本剰余金**	**1,168,620**
投資その他の資産	**293,533**	資本準備金	1,158,615
		その他資本剰余金	10,005
関係会社株式	271,346	**利益剰余金**	**△1,984,385**
		その他利益剰余金	△1,984,385
敷金	22,187	繰越利益剰余金	△1,984,385
破産更生債権等	43,397	**自己株式**	**△35**
		新株予約権	**5,075**
貸倒引当金	△43,397	**純資産合計**	**357,891**
資産合計	**628,623**	**負債及び純資産合計**	**628,623**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**881,713**
売上原価		**703,807**
売上総利益		**177,906**
販売費及び一般管理費		**426,537**
営業損失（△）		**△248,631**
営業外収益		
受取利息	100	
業務受託料	17,599	
補助金収入	696	
貸倒引当金戻入額	9,881	
その他	2,064	30,342
営業外費用		
支払利息	1,118	
その他	0	1,118
経常損失（△）		**△219,407**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,959	
事業譲渡益	1,000	
特別退職金戻入益	4,144	7,103
特別損失		
事業所移転費用	2,993	
固定資産除却損	108	
子会社清算損	1,936	
その他	88	5,126
税引前当期純損失（△）		**△217,430**
法人税、住民税及び事業税	△18,454	
法人税等調整額	△871	△19,326
当期純損失（△）		**△198,103**

（注）記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年７月９日

株式会社アイフリーク モバイル
　取　締　役　会　　御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村　直人	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤田　憲三	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2019年４月１日から2020年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アイフリークモバイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年７月９日

株式会社アイフリーク モバイル
取 締 役 会　御中

監査法人アヴァンティア
東京都千代田区

指定社員 業務執行社員	公認会計士	木村　直人	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	藤田　憲三	㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社アイフリークモバイルの2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2019年４月１日から2020年３月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

⑴　事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき重要な事項は認められません。

⑵　計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶　連結計算書類の監査結果

会計監査人監査法人アヴァンティアの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年7月10日

株式会社アイフリーク モバイル　監査役会

常勤監査役　　溝田　吉記　　㊞

社外監査役　　神谷　善昌　　㊞

社外監査役　　櫻井　光政　　㊞

以　上

メ　モ

メ　モ

メ　モ

株主総会継続会会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿七丁目２番４号
新宿喜楓ビル　５階　ＡＰ西新宿　ROOM　C
TEL 03-5348-6109

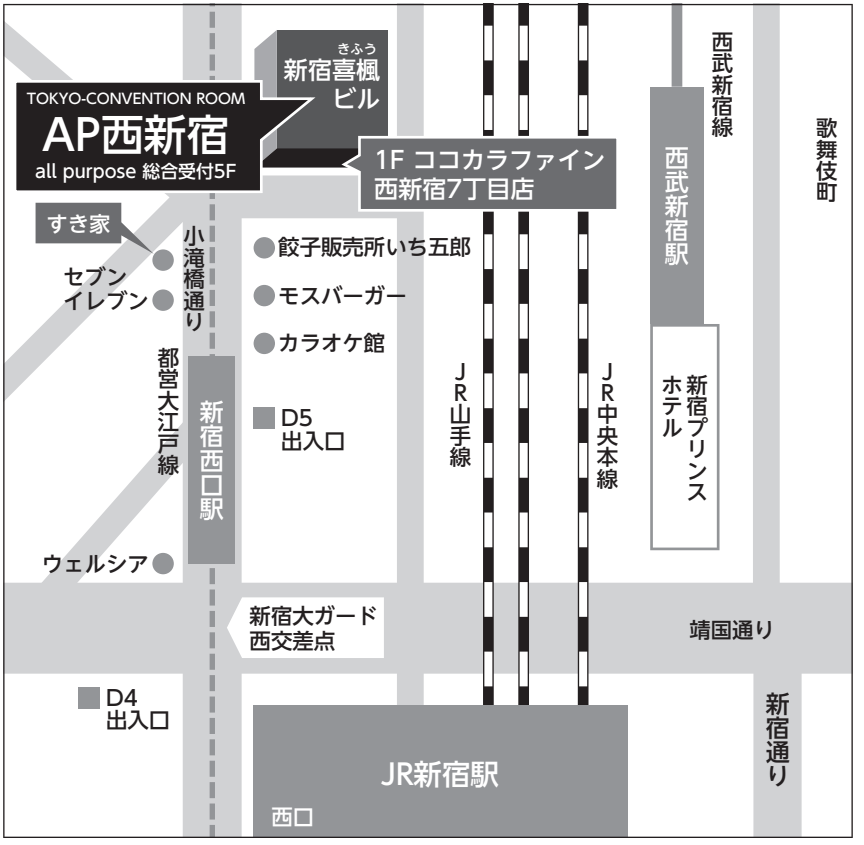

＜交通手段＞
ＪＲ・小田急・京王・都営新宿線「新宿」駅より徒歩６分
都営大江戸線「新宿西口」駅Ｄ５出入口より徒歩１分
西武新宿線「西武新宿」駅より徒歩５分